

『和歌山県部落差別の解消の 推進に関する条例』について

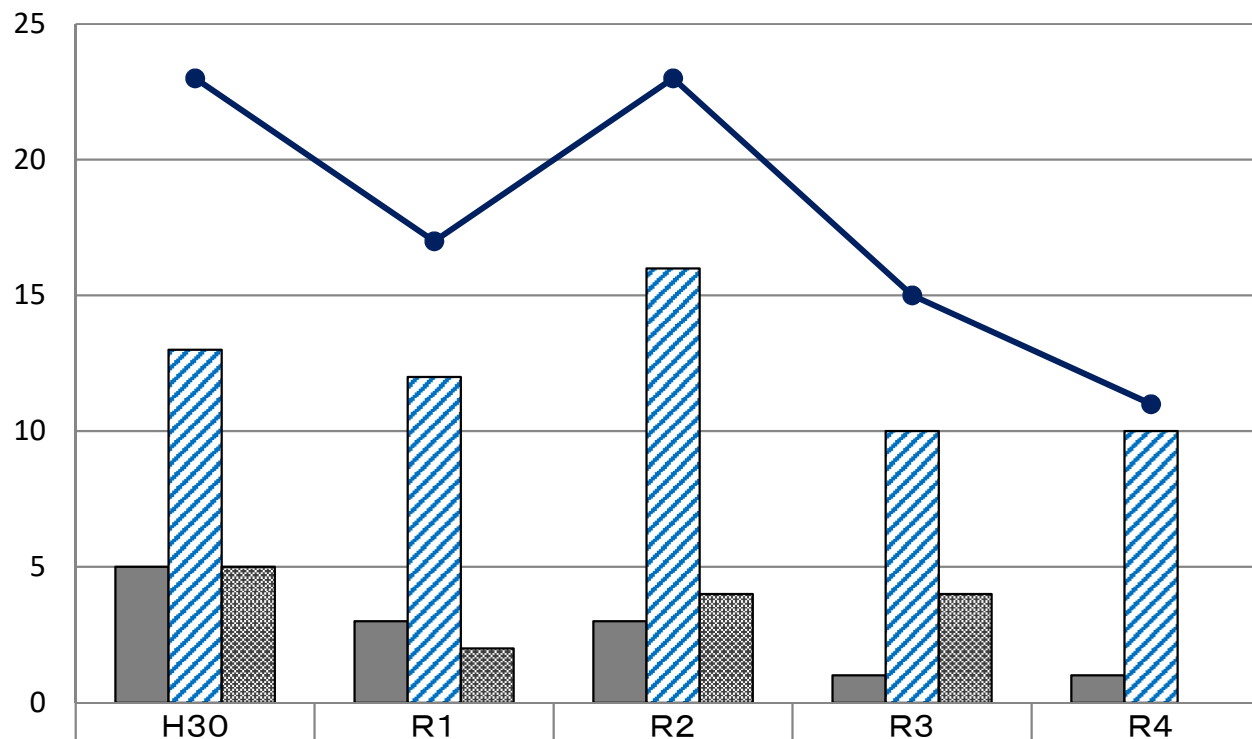


和歌山県人権政策課

県内での差別事件の発生状況

①市町村等から報告のあった差別事件（同和問題）

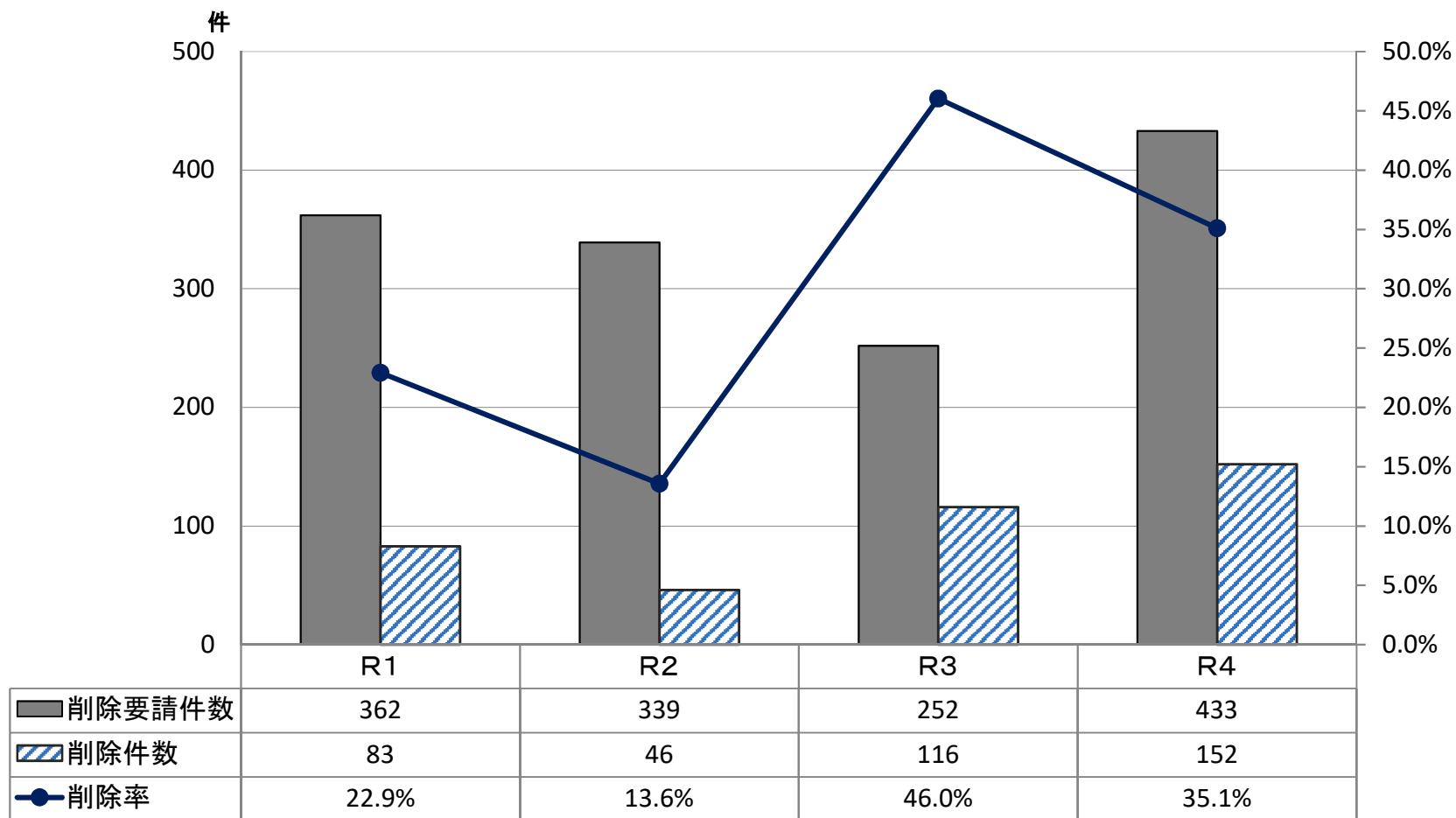
件



■ 同和地区の問い合わせ	5	3	3	1	1
▨ 差別発言	13	12	16	10	10
▤ 差別落書・手紙等	5	2	4	4	0
● (合計)	23	17	23	15	11

インターネット上の差別書き込み

① 県による削除要請件数、削除件数（同和問題）



部落差別解消推進条例の制定・改正 の背景・経緯

① 背景

- 部落差別は様々な取組により解決へと向かっているものの、今もなお、行政に対する同和地区の問い合わせ、インターネット上への差別書き込みなどが発生している。
- インターネット上の同和問題に関する調査（モニタリング）を行い、差別書き込みと特定したものについて、プロバイダ等に削除要請を行っているが、削除されないものもある。

② 『部落差別の解消の推進に関する法律』の制定 (H28.12.16施行)

- 今もなお部落差別が発生していることが明記され、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指して制定された。

国や他府県にはない本条例の特徴

- ① 部落差別は基本的人権の侵害であることを明示
- ② 行政、県民、事業者、関係機関等が一体となって、部落差別の解消に取り組むこと
- ③ インターネットを利用しての部落差別、結婚や就職の際の身元の調査による部落差別、その他あらゆる行為による部落差別を行ってはならないことを明示
- ④ 事業者に対して、従業員への人権意識の高揚等の取組を求めていること
- ⑤ 特定電気通信役務提供者（プロバイダ）の責務を規定

部落差別解消推進条例について

施行日：令和2年3月24日

改正：令和2年12月24日

目的

部落差別のない社会を実現

基本理念

- 部落差別は基本的人権の侵害
- 行政、県民、事業者等が一体となって取り組む



次の項目を規定

- 部落差別の禁止
- 県の責務
- 県民及び事業者、特定電気通信役務提供者の責務。

部落差別の禁止

- インターネットを利用した部落差別

を行ってはならない

- 結婚及び就職に際しての身元の調査による

部落差別を行ってはならない

- その他あらゆる行為により部落差別

を行ってはならない

県・県民・事業者の責務

【県】

- 国、市町村、県民、事業者等と連携し、部落差別の解消のための施策を実施
- 市町村、県民、事業者等の取組を支援

【県民】

- 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加

【事業者】

- 行政が実施する講演会や啓発活動等への参加
- 従業員の人権意識の高揚を図るための研修

特定電気通信役務提供者の責務

(改正により追加)

- 県等からの削除要請や自主的なパトロールにより、
プロバイダ自身が、投稿された情報により
部落差別が行われていることを確認した場合に、
当該情報を削除すること
- 部落差別の情報の削除をするための
約款の策定や改正などの自主規制を行うこと
- インターネット上の掲示板等を利用して、
部落差別を行うことを禁止する旨の広報活動

部落差別の解消のための取組

部落差別を行った人への対応（下線部を一部改正）

- 部落差別を行った人に対し、部落差別を行わないことやインターネット上に投稿した情報を削除することを指導
- 指導に従わない場合は、勧告

教育及び啓発

- 部落差別に関する理解と認識を深めるための講演会等の実施

相談体制の充実

- 部落差別に関する相談への対応
- 相談担当職員の資質向上を図るための取組を実施

実態把握

- インターネット上の部落差別に関する書き込みを調査
- 特定した差別書き込みについては、プロバイダ等に対し削除要請
- 部落差別に関する県民の意識を調査

部落差別に関する相談への対応

●（公財）和歌山県人権啓発センター

◇人権ホットライン【電話相談】

TEL:073-421-7830（ナヤミゼロ）

◇法律相談【面接相談、オンライン相談】（事前予約）

- ・奇数月:第2土曜日・第4木曜日
- ・偶数月:第2・第4木曜日

TEL:073-435-5420

FAX:073-435-5421（人権啓発センター）



弁護士

オンライン



遠方からでも
相談できます!!



相談者

（最寄りの振興局）

※海草振興局除く

●県人権政策課 ※各振興局総務県民課でも実施

TEL:073-441-2563

FAX:073-433-4540

本人通知制度への登録のお願い

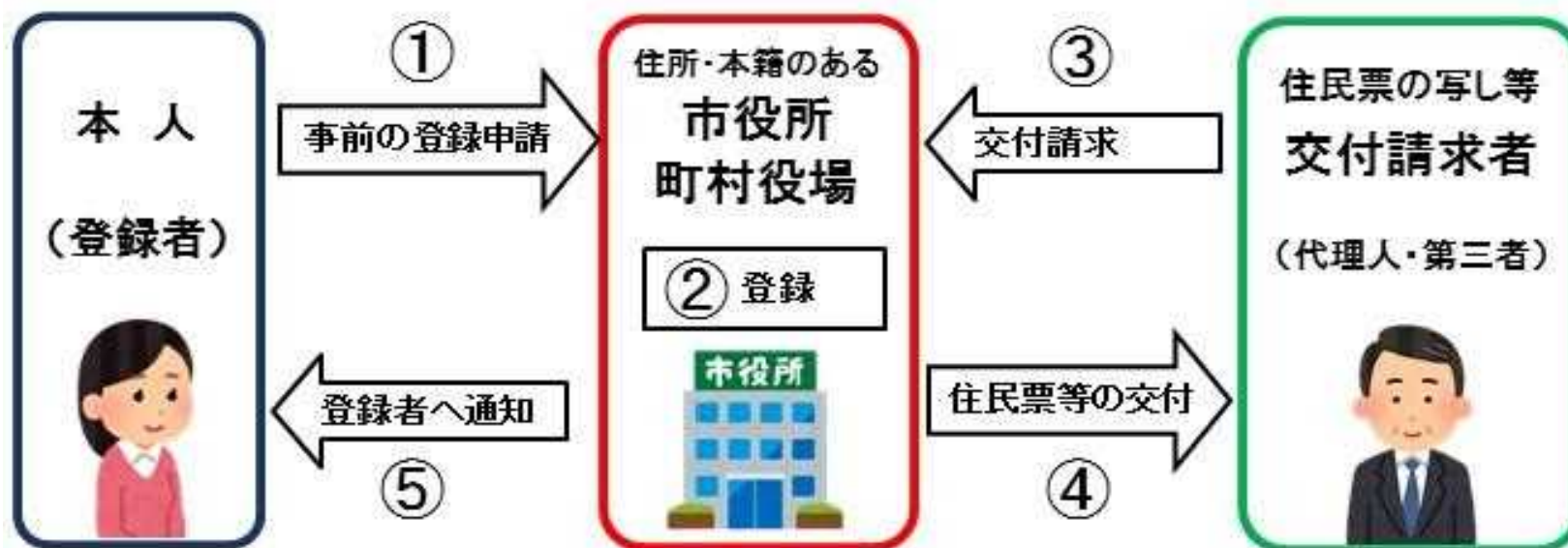
【本人通知制度とは】

市町村が戸籍謄本や住民票の写しなどを、本人以外の者(本人の代理人や第三者)に交付した場合に、通知を希望する本人に対して、交付したことをお知らせする制度

【目的】

住民票の写し等の不正請求及び不正取得を抑止し、個人の権利の侵害防止を図ること

《本人通知制度の流れ(イメージ図)》



【効果】

- 登録者には、本人以外の者への交付があった場合に通知が行われるため、不正取得の早期発見につながる
- 不正取得が発覚する可能性が高まることから、不正請求を抑止する効果が見込まれる¹²